

令和2年度 諸塚村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 取組目的

本村では、諸塚村建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を促進するため、所有者に対して耐震性に関する意識の向上に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講ずることとしております。

そこで本プログラムでは、戸別訪問等による所有者への積極的な普及啓発を行います。

2. 対象区域、対象建築物の設定

対象区域：諸塚村全域

対象建築物：昭和56年5月以前に建築された木造住宅（平屋又は2階建て）

3. 取組期間

本プログラムの取組期間は、下記のとおりとします。

取組期間：2019年度～2028年度（10年間）

| 年 度 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 戸別訪問等 | 20 | 20 | 20 | 20 | 10 | 10 | 10 | 10 | 5 | 5 |

4. 取組内容

（1）戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

対象建築物は村内に約700戸あるため、16公民館を4公民館毎に分け平成31年から平成34年の4ヶ年かけて対象建築物の所有者に対してアンケートを送付する。

- ① **令和2年度**においては、約175戸に、例年6月中に送付する納税通知書に同封する予定。
- ② アンケート回答により戸別訪問を希望される方に対して、戸別訪問を優先して実施する。
- ③ 戸別訪問はリーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。
- ④ 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。

（2）耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ① 耐震診断の結果報告時に、耐震改修について説明する。
- ② 耐震診断後に耐震改修を行ったかどうか把握できていない住宅所有者に対して、文書等により耐震改修を促す。

（3）改修事業者等へ技術向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ① 県と共同で事業者育成講習会を実施する。
- ② 県が作成した改修事業者一覧をホームページに掲載する。

（4）耐震化の必要性に係る周知・普及

- ① 広報誌において、耐震改修の必要性を周知する。
- ② 耐震相談窓口を設置する。
- ③ 耐震補助のリーフレットを作成・配布する。

5. 令和2年度目標

| | 目標戸数 |
|------|------|
| 文書送付 | 175戸 |
| 戸別訪問 | 20戸 |
| 耐震診断 | 2戸 |
| 耐震改修 | 1戸 |

6. 前年度までの実績

| 年 度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 耐震診断 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 耐震改修 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

7. 自己評価

(1) 前年度（令和元年度・平成31年度）の取組実績

- ① 広報誌において、耐震改修の必要性を周知した。
- ② 耐震相談窓口を設置した。
- ③ 公民館長会定例会に県職員を招いて出前講座を開催した（1回）。

(2) 前年度（令和2年度）の課題

- ① 耐震化の必要性は住民の皆さんは理解しているが、経費に対する抵抗感が感じられる。
- ② 耐震化を検討したが、旧耐震基準以前に建てられた建物については、耐震診断する以前に耐震化より建替えた方が経費的に安くなるのが明白なことから、耐震化ではなく建て替えを選択する場合があった。

(3) 改善策

- ① 住宅所有者に耐震化の必要性を伝える文書を送付し、耐震化の促進を図ると共に補助制度の周知を図る。
- ② 住宅所有者の負担軽減に繋がるよう補助制度事業の見直しを行う。